

令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業 募集案内

市内で生産された農林水産物やその加工品、又は市内で製造された商品の販路拡大及び新規需要開拓を目的として国内外で開催される商談会等への出展又は出品する市内の事業者を下記のとおり支援します。

1 募集期間

令和8年4月15日（水）～予算が上限に達し次第終了

2 補助内容及び対象要件等

（1）補助内容

①県外（国外を含む）で開催される商談会等への出展又は出品に係る経費に対する補助金の交付（開催地までの旅費、消耗品費、備品の借り上げ料など）

1. 補助率：補助対象経費の2分の1以内
2. 補助額（上限）：国内30万円（ただし、催事の場合は15万円）
国外60万円

②商談会等への出展又は出品する前後における、専門のアドバイザーによる個別相談

（2）対象出展商品

次のいずれかに該当するとわだ産品であるもの

- ・市内で生産される農林水産物
- ・原材料の一部又は全部に市内で生産される農林水産物を使った加工品（工芸品を含む）
- ・市内で製造された商品（切断、加熱等の加工を市内で行ったもの且つ商品の主要な特徴（味、形、機能等）を市内で形成したもの）

（3）募集事業者数

- ・国内商談会等：6事業者程度（うち催事：4事業者程度）
- ・国外商談会等：1事業者程度

（4）対象事業者

次に掲げる要件のすべてを満たす個人、法人、団体

- ①市内に住所又は事務所、事業所等を有すること。
- ②法人は中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

（裏面あり）

- ③団体は規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ④チェーン店を営んでいないこと。
- ⑤市税を滞納していないこと。

3 申請方法

下記提出書類を準備のうえ提出してください。

(1) 提出書類

- ①「令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)
- ②個人は「住民票」※¹
法人は「法人の登記事項証明書」
団体は「団体の規約」及び「構成員名簿」
- ③十和田市が発行する完納証明書※²
- ④出展又は出品する商談会等の概要がわかる書類
- ⑤補助対象経費の算出根拠となる「見積書」
- ⑥とわだ産品であることが確認できる書類

※1、※2は、同意書(産業振興課が取得すること)の提出に代えることができます。

(2) 提出先

十和田市 農林観光産業部 産業振興課 宛

- ・郵送又は持参してください。提出書類は返却しません。
- ・申請様式は産業振興課窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

(3) 審査

申請受理後、審査を行い、後日交付の可否及び金額を通知します。

4 その他

詳細については「令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

(産業振興課に備え付けているほか、市HPに掲載しています)

5 提出・お問い合わせ先

十和田市役所 本館2階 産業振興課 ふるさと産品振興係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
TEL 0176-51-6743 FAX 0176-22-9799